

原告代理人 意見陳述要旨

平成30（2018）年8月6日
原告代理人弁護士 高辻庸子

1 はじめに

原告は、国の施策によって、強制的に生殖機能を奪われました。生殖に関する事柄は、人としての尊厳ある生き方の根幹にかかわることで、憲法13条で保障されています。

特定の疾患や障害があることを理由にその人を「不良」とみなし、子孫を残さぬよう強制し、あるいは働きかけることは、憲法13条によって保障された個人の尊厳や自己決定権を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。

憲法14条は、人はすべて法の下に平等に扱われるべきと規定しています。優生思想に基づいて実施された不妊手術は、差別そのものであり、平等権をも侵害することは明らかです。

この裁判では、旧優生保護法下の優生手術条項は違憲であり、当該条項に基づく優生手術も違憲であること、優生手術の被害者について国が何らの救済措置をとることがなかったこともまた違憲であることを明らかにします。

2 原告の受けた被害

原告は、宮城県に生まれました。中学1年生の頃、問題行動を起こしたという理由で、施設に入れられました。そして、中学2年生の春、何らの説明を受けることもなく、その手術にどのような意味があるのかも分からないまま、不妊手術を受けさせられました。

原告は、まだ14歳と若く、元気いっぱい、これからの人生を夢見て過ごす年代でした。

それにもかかわらず、原告は、気づいたときには、生殖機能を奪われていたのです。

3 優生保護法下の強制不妊手術の実態

戦後の昭和23（1948）年、国民優生法に代わり、優生保護法が制定され、不妊手術の実施が推し進められました。制定の趣旨について、当時の法務省担当者は次のような説明をしています。「劣悪な子孫の出生だけしか考えられないような人々の間においては、折角の優生手術が少しも顧みられず、いわゆる悪魔の饗宴が繰り広げられ、無節制無反省な繁殖が続けられて行く

とすれば、そこに招来されるものは民族の逆淘汰という事実であるということとは、火をみるよりも明らかなことに属する」「ここにおいて優生手術を為し得る機会と事由を、積極的に拡大強化して、本人又はその配偶者が希望する限り、容易く優生手術を受け得るような途を開くばかりでなく、国民優化の面から必要があれば、進んで積極的に優生手術を勧奨乃至強制し得る途をも拓かねばならないし、その為に必要な経費の支出を惜しむべきではない、ということが強く要請される。そして今や民族の逆淘汰を防ぎ国民優化の理想に向かって前進する上に、最も有効適切な対策を採ることが、喫緊の要請とされるに至った」(法務省刑事局参事官高橋勝好『詳解優生保護法』中外医学社、1952年)。

原告が不妊手術を受けさせられた昭和30年代、国は、積極的に強制不妊手術の実施を推進していました。

統計によれば、優生保護法下での強制不妊手術は約1万6500件、本人同意による不妊手術は約8500件、合計約2万5000件の優生手術が実施されています。

原告は、このような優生思想に基づく人権侵害施策の被害者となったのです。

4 原告の苦悩と提訴

原告は、不妊手術を受けさせられたことにより、心身ともに多大な苦痛を受けました。

原告の半生は、本件手術さえなければ子どもを持つ機会があったはずだという悔しさと、子どもをもうけることができない身体であることを亡妻に告白できない罪悪感に苛まれた日々でした。

原告は、長年、この苦痛を1人で胸にしまい込んできましたが、今年の1月30日に仙台地裁に提訴をした被害者の報道を新聞で見つけ、自分の手術と同じではないかと思い、思い切って全国弁護士の実施する電話相談に電話をかけました。その後、宮城県庁を訪ね、優生手術に関する個人情報開示請求を行いました。しかしながら、宮城県からは「請求内容に係る記録については、文書保存期間が満了し、廃棄した」という通知が届きました。

優生保護法下での手術については、手術の申請、審査、本人宛の通知、実施の報告等、都道府県に記録が存在するはずですが、保存期間の経過により多くの都道府県では廃棄されており、報道機関の調査によれば、このような記録は優生手術全体の2割～2割5分の記録しか残っていないといわれています。

それでもなお、原告は、自分が優生手術を受けたことをはっきりさせたいという思いから、クリニックで手術の痕を確認してもらい、その手術の痕は優生手術の手法である精管結さつ術によるものであるという診断を受けました。

原告は、自分のように手術に関する公的な記録のない被害者のために立ち上がろうと決意し、提訴の意思を固めました。

5 家族の苦しみ

優生保護法下の手術で忘れてはならないのは、手術を了解した家族も、また、手術のことを知った家族も、皆深く傷つき、誰にも言えないまま長年にわたって苦しんできたことです。

原告の姉は、当時高校生でしたが、原告の手術のことは祖母から口止めをされたため、今回の裁判に至るまで60年以上にもわたって、誰にも言わずに生きてきました。一人で抱えるには大きすぎる秘密でした。自身は子どもや孫に囲まれて生活していたこともあり、原告や原告の亡妻と会う度、申し訳なく、やりきれない気持ちになったと言います。それがどれだけ辛く苦しいことだったかは我々の想像を絶するところです。原告の姉は、本年1月の仙台での提訴を受けて、原告とはじめて手術についての話ができました。「もう隠さなくていいんだ、一人で抱えなくていいんだ」と気持ちが少し楽になる一方で、原告が一人で苦しんでいたことを知り、もっと早くに話して相談に乗ってやればよかったと後悔し、自分を責める思いが生じたと言います。誰にとっても時間を戻すことはできないのです。

このように、手術を受けた本人だけでなく、その家族も長年にわたって言い表せないほどの精神的苦痛を強いられたのであり、被害者は家族も含めると相当多数に及ぶものといえます。

6 国に対する責任追及

冒頭述べたとおり、優生保護法は違憲であり、優生保護法下で実施された優生手術もまた違憲です。

平成8（1996）年7月、優生保護法が「障害者差別に当たる」として母体保護法に改正され、優生条項が削除され、平成10（1998）年には、国連人権規約委員会など国内外から謝罪や補償を求める意見が多数出されていたにもかかわらず、国は、これらの意見を黙殺して、「優生手術は合法的に行われた」と強弁し続け、法律改正後も現時点まで謝罪を行わず、補償制度も作ってきませんでした。

優生保護を理由とする強制不妊手術は、極めて重大な人権侵害であり、原告は、国に対して損害賠償を求めます。

加えて、国は、被害の性質上、声をあげることの困難な被害者らの心の声に耳を傾けることなく、救済の仕組みを作ることを怠ってきたことから、この不作為が違法であることを理由として、国に対して損害賠償を求めます。

7 国に対して求めること

本年1月30日、優生保護法の違憲性を巡るわが国初の訴訟が仙台地裁に提訴されました。

それ以降、強制不妊訴訟に関する国民の関心は高まる一方で、新聞、マスコミ等で連日大きく取り上げられています。各新聞の社説等においても、実質強制に等しかった同意によるものも含めて、国の謝罪と補償を求める意見が多数出されており、大きな世論が作られつつあります。

厚労省は、20年間以上にわたり、「当時は合法であり、謝罪も補償もしない」との見解をとってきました。そして答弁書でも「請求棄却」を求め、具体的な請求原因への認否をしていません。

しかし、重大な人権侵害が長年にわたってなされたにもかかわらず、この態度はあまりにも無責任に過ぎます。

不妊手術については、「当時合法だったから」「敗戦後の日本の状況から」等といった理由で「やむを得なかった」「仕方がなかった」という声も聞こえてきます。

ただ、いかなる社会情勢下においても、憲法は多数決による横暴から少数者の人権を守っています。強制不妊手術に関しては、意思に反して生殖機能を奪うものであり、人権侵害の程度が甚大に過ぎ、違憲であることは明らかで、「仕方がなかった」の一言ですますことは許されません。国としても違憲性に気づいたのであれば、気づいた時点で改廃すべきであり、また、早急に救済措置の検討に入るべきでした。

国は、自己を正当化することに固執せず、手術を受けた方々が同じ時代を生きているという現実に向けてほしいです。

そして、被害に遭われた方々が、この国に生まれて本当にひどい目にあっただけで、この国に生まれてきたのも悪くなかったと思えるよう、真剣に向き合ってほしいです。

国が真剣に向きあってこそ、真の意味で、優生思想のような差別的な思想をなくすことにつながるものであり、真の意味での人権の尊重につながるのです。

8 裁判所に望むこと

これほどまでに重大な人権侵害がなされたにもかかわらず、全国での提訴によりわかったことは、優生保護法の存在はもちろんのこと、強制不妊手術がなされていたこと自体知らなかったという人が多かったことです。

これだけの人権侵害がなされ、その被害者が生存しているにもかかわらず、時間の流れとともに当事者と家族以外のほとんどの人にとって、この問題は他

人事になってしまっているのが現実です。

そのような中、原告は、「私の人生を返してほしい」と、声をあげられない被害者を代表し、心から訴えています。

起きてしまったことはもう取り消せません。

ただ、被害にあわれた方々の心を救うことはできるはずです。

そのためには、人権の最後の砦である裁判所の力が何よりも必要なのです。

裁判所には、被害にあわれた方々の生存中に救済に結びつくよう、一刻も早い解決を望みます。

以上